

みらいの県土研究会（第2回）
議事要旨

日 時 : 令和5年6月9日(金) 14:00~15:10
場 所 : 静岡県庁別館8階 第1会議室B, C
出席者 : 別紙出席者名簿のとおり

議事次第に基づき説明を行った。

※土質改良プラント認証制度については、先端建設技術センターより説明を行った。
なお、出席者からの主な発言及び事務局回答は以下のとおり。

【官民連携ストックヤードの整備について】

- ・ 候補地の選定にあたり1ha未満も対象にしてみてもどうか。
(事務局) 現状、候補地の選定に苦慮している。今後は、1ha未満も含めて候補地の対象を広げることも考えていきたい。

【土質改良土の利用拡大について】

- ・ 県の盛土材料取扱基準を見直しているとのことであったが、基準を一部緩和することによるデメリットは無いのか。
(事務局) 現在、検討しているところである。粒度規定を無くす影響については、今後、地質業協会等に確認しながら進めていきたい。
- ・ 盛土材料取扱基準について、河川や道路で、基準を細かく規定した場合、プラント等の製造側で管理が煩雑にならないか。
(事務局) 製造側の負担とのバランスを考慮して検討していきたい。
- ・ 他の委員会で、土壤汚染対策法の環境基準調査の頻度について、議論したことがあるが、結論は出なかった。委員長の見解では、基本的な考え方でいけば、原料土を調査すれば、仮に石灰の改良であれば、ほぼ土壤汚染対策法の環境基準を超えることはないだろうとのこと。参考にして欲しい。
(事務局) 参考にする。
- ・ 建設発生土をリサイクルした場合は、最低でも路床材の規格で取り扱ってもらいたい。
(事務局) 現在、各プラントから情報収集を行っている。基準等は今後検討する。
- ・ 公共工事での、土質改良の利用見込みを教えて欲しい。
(事務局) まずは、新材を使用している実績を調査して、そのうちの何割が土質改良土等で補えるか分析を行う予定である。

- ・ 調査頻度について、自社で調査できない会社は、分析機関に依頼することとなり、調査結果が出るまで、1 カ月程度要する。そのことも踏まえて、頻度を設定してもらいたい。

(事務局) 参考にする。